

第二百一回国会 衆議院 決算行政監視委員会第一分科会議録

皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府(本府、警察庁、金融庁、消費者庁)、復興庁、外務省及び環境省所管並びに他の分科会所管以外の国の会計

第一号

本分科会は令和二年三月二十七日(金曜日)委員会において、設置することに決した。

本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

四月三日 あかま二郎君が委員長の指名で、主査に選任された。

令和二年四月六日(月曜日)

午前九時開議

出席分科員

主査 あかま二郎君
木村 哲也君
佐藤 勉君
三谷 英弘君
生方 幸夫君
寺田 学君
石田 祝稔君
下地 幹郎君
阿部 知子君
兼務 玄葉光一郎君
兼務 藤野 保史君
兼務 泉 健太君
兼務 塩川 鉄也君
外務大臣 茂木 敏充君
環境大臣 小泉進次郎君
内閣官房長官 菅 義偉君
内閣官房副長官 田中 和徳君
(復興大臣)

国務大臣 (国家公安委員会委員長) 武田 良太君
(防災担当)
国務大臣 (消費者及び食品安全担当) 衛藤 晟一君
(消費生活)
国務大臣 (情報通信技術(ICT)政策担当) 竹本 直一君
(経済財政政策担当)
国務大臣 (地方創生担当) 西村 康稔君
内閣府副大臣 北村 誠吾君
厚生労働大臣政務官 宮下 一郎君
財務大臣政務官 橋本 岳君
厚生労働大臣政務官 井上 貴博君
衆議院事務局長 自見はなこ君
衆議院法制局長 岡田 憲治君
裁判官弾劾裁判所事務局長 橋 幸信君
裁判官訴追委員会事務局長 松本 智和君
国立国会図書館長 中村 実君
会計検査院長 吉永 元信君
会計検査院事務総局次長 森田 祐司君
会計検査院事務総局事務総長 宮内 和洋君
長官房審議官 中村 和紀君
会計検査院事務総局第一局長 山岸 和永君
会計検査院事務総局第五局長 三田 啓君
最高裁判所事務総長 原田 祐平君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 中村 慎君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 安居 徹君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 二宮 清治君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 渡辺その子君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 池田 達雄君

政府参考人 (特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長) 秋川 直也君
政府参考人 (内閣府政策統括官) 青柳 一郎君
政府参考人 (官内庁次長) 池田 憲治君
政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 太刀川浩一君
政府参考人 (警察庁警備局警備運用部長) 河野 真君
政府参考人 (金融庁総合政策局審議官) 伊藤 豊君
政府参考人 (金融庁企画市場局長) 中島 淳一君
政府参考人 (復興庁統括官) 石田 優君
政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 増子 宏君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 吉永 和生君
政府参考人 (中小企業庁次長) 鎌田 篤君
政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君
政府参考人 (国土交通省大臣官房技術参事官) 堀田 治君
政府参考人 (環境省環境再生・資源循環局長) 森山 誠二君
政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 金子 修一君

政府参考人 (沖繩振興開発金融公庫理事長) 川上 好久君
参考人 (独立行政法人国際協力機構構理事長) 北岡 伸二君
内閣委員会専門員 笠井 真二君
外務委員会専門員 小林 扶次君
財務金融委員会専門員 齋藤 育子君
環境委員会専門員 小池 章子君
決算行政監視委員会専門員 橋本 和吉君
衆議院調査局第三特別調査室長 武藤 裕良君
分科員の異動
四月六日
菅原 一秀君 補欠選任
青柳陽一郎君 三谷 英弘君
石田 祝稔君 寺田 学君
佐藤 英道君 補欠選任
三谷 英弘君 菅原 一秀君
寺田 学君 階 猛君
佐藤 英道君 岡本 三成君
同日 階 猛君 補欠選任
青柳陽一郎君
同日 岡本 三成君 濱地 雅一君
同日 濱地 雅一君 補欠選任
濱村 進君
同日 濱村 進君 補欠選任
石田 祝稔君

すか。

○岡田事務総長 答ええいたします。

文書管理にしまして、衆議院事務局といたしましては、庶務的、管理的な文書のみならず、立法及び調査に関する文書につきましても、原則として、文書取扱規程の例により取り扱うこととしており、同規程に沿って適切に管理をしているところでございます。

御指摘の情報公開にしましては、議員の活動に係る立法及び調査に関する文書の取扱いは、議院運営委員会の先生方の協議も踏まえまして対応すべきものと考えております。

○塩川分科員 衆議院の法制局にお尋ねします。衆議院法制局の立法関係資料、調査関係資料は、これは公文書としての管理はされているのでしょうか。

○橋法制局長 塩川先生にお答え申し上げます。私どもの保有する立法及び調査関係資料につきましては、議員立法の政策決定過程に関する公文書といたしまして、法制局長決定の内規である資料整理要領に基づいて管理、保存しているところでございます。

この立法調査関係資料には、実は二つの性格がございます。一つは、立法意思の形成過程に関する永久保存の文書として大切に保存しなければならぬという側面、他方では、立案事例に関する先例的資料として日々の職務遂行の中で日常的にいつでも参照できるようにしなければならぬといった側面の二つでございます。

このような観点から、それぞれ担当部局ごとに整理、保管させるとともに、各部局を超えた全局的な参照の便宜にも資するよう、統一ルールとして資料整理要領を定めているところでございます。

現在の資料整理要領は、平成二十七年に、資料の電子ファイル化の流れに鑑みて全面的に改訂したものでございますけれども、引き続き、日々の職務遂行の中で不断の改善を図りつつ、先生方を法的に補佐する組織として適切な管理、保存に

努めてまいりたいと存じております。

○塩川分科員 衆議院法制局の立法調査関係資料は、永久保存の文書、また現用文書として使われているということですが、しかし、そもそも議員にかかわる活動というのは、まさに国民的には情報公開の対象として求められているところでありまして、公文書管理としてもきちんと管理、作成、そして、重要公文書についてはしかるべき移管、公表を行っていくことが必要であります。

最後に、事務総長それから衆議院法制局長にお尋ねしますが、こういった議員立法の立案過程や議員調査に係る立法調査文書についても、文書の管理、公開を円滑にする必要があるんじゃないのか、この点について最後にお尋ねいたします。

○岡田事務総長 答ええいたします。

重ねての答弁になりますが、立法調査文書につきましては、まさに、先生方、議員や会派がどのようなに用いてきたか、そのようなことも十分に勘案をいたしまして、先生方の御意見もいただきながら、情報公開のあり方については考えてまいりたいと思っております。

○橋法制局長 答ええ申し上げます。

事務総長、御答弁のとおりと存じます。○塩川分科員 議員、会派間の御議論でということとです。

議院運営委員会の公文書館、憲政記念館の小委員会において、立法院の公文書の取扱いについて、立法院の公文書管理、情報公開の議論を前に進めていきたいと申し上げて、終わります。○あかま主査 これにて塩川鉄也君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして内閣所管についての質疑は終了いたしました。

○あかま主査 これより内閣府所管中警察庁について審査を行います。

まず、概要説明を聴取いたします。武田国家公安委員会委員長。

○武田国務大臣 平成二十八年度から平成二十九年度の警察庁関係の歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

平成二十八年度歳出予算現額は三千六百九億五千六百六十六万八千九百九十九円余り、これを支出済み歳出額三千七百七十四億九千五百八十九万八千九百九十九円余りと比較いたしますと、四百三十四億六千七百七十七万八千九百九十九円余りの差額を生じます。この差額のうち翌年度へ繰り越した額は二百三十三億四千五百八十八万八千九百九十九円余り、二百一億一千四百九十七万八千九百九十九円余り、平成二十九年度歳出予算現額は三千八百四十九億八千八百九十五万八千九百九十九円余り、これを支出済み歳出額三千八百四十四億二千七百二十八万八千九百九十九円余りと比較いたしますと、七百六十五億六千六百六十七万八千九百九十九円余りの差額を生じます。この差額のうち翌年度へ繰り越した額は五百六十九億一千四百二十一万八千九百九十九円余り、二百一億一千四百九十七万八千九百九十九円余り、平成二十八年度から平成二十九年度における警察庁関係歳出決算の概要説明を終わります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。○あかま主査 次に、会計検査院の検査概要説明を聴取いたします。会計検査院三田第一局長。

○三田会計検査院当局長 平成二十八年度警察庁の決算につきまして検査いたしました結果の概要を御説明いたします。

検査報告に掲記いたしましたものは、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項一件であります。

これは、都道府県警察に配分したDNA型鑑定に用いる分注機及び一括定量装置について、鑑定に全く使用されていなかった両装置の有効な活用

を図るとともに、両装置の使用状況等を定期的に報告させるなどして、使用が低調な場合にその原因を把握して改善の方策を検討する体制を整えるよう改善させたものであります。

続きまして、平成二十九年度警察庁の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認められた事項はございません。

○あかま主査 ただいまの会計検査院の指摘に基づき講じた措置について説明を聴取いたします。武田国家公安委員会委員長。

○武田国務大臣 平成二十八年度の決算検査報告において掲記されております事項につきましては、会計検査院の御指摘のとおりであり、まことに遺憾に存じております。

御指摘を受けた事項につきましては、直ちに是正の措置を講じたところであり、再発防止に万全を期してまいり所存であります。

今後、適正な事務処理について、更に指導の徹底を図ってまいります所存であります。

以上でございます。○あかま主査 以上をもちまして内閣府所管中警察庁についての説明は終わりました。

○あかま主査 これより質疑に入ります。質疑の申出がありますので、これを許します。藤野保史君。

○藤野分科員 日本共産党の藤野保史です。私は、北海道警による選挙中のやじ排除問題について質問いたします。

のが掲げられております。

公安委員長にお聞きしたいんですが、この二つが国家公安委員会の役割であるということでしょうか。

〔主査退席、失主主査代理着席〕

○武田国務大臣 御指摘のとおり、国家公安委員会制度は、国民の良識を代表する者が警察を管理することにより、警察行政の政治的中立性の確保を図り、警察運営の独善化を防ぐことを目的としております。

○藤野分科員 きょうは、その国家公安委員会の存在意義が問われる問題として、北海道警によるやじ排除問題をお聞きしたいと思います。

これは、昨年の七月十五日、参議院選挙の真つ最中に、J R札幌駅などにおける街頭宣伝で、安倍総理の演説中に、やじやプラカードで意見表明をしようとした市民が、多数の警察官によって演説の場から排除され、その後長時間にわたつてつさまとわれた、こういう事件であります。

私は、昨年十一月八日の法務委員会での問題を質問したんですが、そのときはまだ、警察庁からは事実確認中だという答弁が繰り返されて全くとお答えがなかったわけですが、この排除から七カ月たちまして、先日、ようやく北海道警が法的根拠を公表いたしました。

配付資料の一を見ていただきますと、これは「警護現場における警察措置について」という二月二十六日の北海道警本部の文書であります。①から⑨までの行為が、例えば警職法の四条、五条などで適法な職務行為であると説明されているわけですね。

私は、適法だという根拠を示してほしいと警察庁に求めたんですが、そうしたら、警察庁が提出してきたのが配付資料の二になります。一部なんですけれども、これは本体もほとんど真つ黒けなんです。真つ黒、真つ黒というのが続いておりまして、ですから、本当にノリ弁という状況であります。

ただ、配付資料の二を見ていただきますと、辛

うじて黒くなつていないところには、例えば、警察官の職務執行状況とか、法的根拠の考察とか、補足資料とか、重要な内容だと推察されるものがあるんですが、これは真つ黒になつていないということですね。

しかし、本件の特徴というのは、周囲の方とかあるいは当事者とかがスマホで撮影した動画、あるいは北海道テレビ、H B C北海道放送などが撮影した映像が多数存在していること、であります。これらの動画の中には、投稿後二、三日のうちに二百万回も再生されて、その後もふえて、現時点では三百四十四万回も再生されているものもあります。

つまり、多数の動画という動かぬ証拠があるために、道警はどうやってこれを正当化しようかと悩み悩んだ結果、七カ月もかかってしまったということだと思えます。そして、動画とのそごが、そういう映像とのそごが大き過ぎるために、全て黒塗りにせざるを得なかったらと思うております。

私は、三月十四日に北海道へ行きまして、このやじ排除が起きた現場にも行ってまいりました。当事者や弁護士からもお話を聞いてきたわけですが、現場を歩くと、改めて今回の警察の排除行為というのがいかに異常だったかというか、そういうものも肌で感じてまいりました。

前提として警察庁にお聞きしたいんですが、警職法四条が挙がっているんですけども、一般的な解釈として、警職法四条は現実には危険な事態がある場合に適用される条文である、こういう理解でよろしいでしょうか。

○太刀川政府参考人 お答えいたします。警察官職務執行法第四條第一項に基づき、警察官は、危険な事態があり、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させることができますが、こうした措置は、現実には危険な事態がある場合に、これに応急的に対処するために認められるものと解しております。

○藤野分科員 今お話あったように、答弁があっ

たように、現実には危険な事態がある場合に応急的に適用されるということなんです。

北海道警は、今、国賠訴訟に提起されておまして、それに向けて三月二十七日に準備書面というものを発表しております。この中で、いやいや、犯罪が発生する危険性が切迫していたんだというのをいろいろ主張されているわけなんです。しかし、先ほど言ったように、動画などがありますが、これは事実と全く異なるんです。

配付資料の三を見ていただきますと、動画そのものが難しいということ、ちよつとキャブチャーターをさせていたんですが、赤い車のところが演説車両ということで、安倍総理が街宣をされていたところなんです。

済みません、前提として、これは二〇二〇年の二月二十四日に放送されたH B Cのドキュメンタリー「ヤジと民主主義 警察が排除するもの」というものからお借りをしたといいますが、持ってきたものであります。

演説車両が赤いところで、そこから六車線の道路を隔てて、大体二十メートルぐらい離れているんですが、丸の地点から男性が、仮にA氏としますと、このA氏が声を上げた。黄色い矢印で示している方です。まさに肉声で上げています。六、七名に肩や腕をつかまれて、約二十六メートル、赤い矢印の方にわあつと連れていかれたわけでありまして。写真には安倍総理の演説している様子も後ろに捉えられておりますが、まさに数名が、本当につかんで連行していくという、力づくでやっていったということなんです。

その間、ずつと六、七名の警察官に取り囲まれておりますから、ほかの聴衆が入り込むスペースすらない。ましてや、トラブルなどが発生する可能性もなかったわけなんです。これはもう本当に、動画を見れば物すごい速さで連れていくわけで、ほかの聴衆との関係などは起こりようもない、ほんの数秒の出来事でありました。

警察庁にお聞きしますけれども、犯罪が発生す

る危険性が切迫していたというのは、これは虚構じゃないですか。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。札幌駅前前の聴衆の中で突如男性が大声を上げ、周囲からは反発の声が上がると、聴衆の一人がその男性の手を押すなどの行為も発生したことから、トラブル防止の観点から当該男性を移動させたものであるとの報告を北海道警察から受けております。

その法的根拠につきましては、この男性は、周囲の聴衆とのトラブルによって危害を加えられるおそれがあることも、興奮して暴行等に及ぶおそれもあったことから、警察官職務執行法第四條第一項及び第五条に基づき、避難及び制止の措置をとつたとの報告を受けております。

○藤野分科員 全く、例えば周囲から声が上がつたとか、そういうものは動画から見るとれないんです。むしろ、周囲との接触以前に、声を上げたものが確認できるわけです。ですから、もしそういう証拠があるのなら出していただきたいんですが、我々が求めたら、こういう黒塗りの資料しか出てこないわけなんです。

別の女性も声を上げて連れていかれているんですが、これは、今紹介した男性よりも更に安倍総理から遠い場所で声を上げられたんですが、増税反対という声なんです。

そういう声を上げたら、配付資料の四になりますけれども、まさに両脇を女性警官二人が抱え込んで、その周りを男性の警官四、五名が取り囲むと。この女性を仮にBさんとしまして、このBさんはこう言っているんですが、おじさんの壁ができて後ろに押し下げられたというふうにおっしゃっておりますが、一番下の写真を見ていただくとわかるように、まさに顔に息がかかるぐらいの、極めて怖い状況で押さえつけられた、排除された。

しかも、このBさんという女性は、その後、九十分にわたつて、一時間半にわたつてずつとつき

まとわれるんです。警官が前に一人、両脇にびつたり一人ずつ、そして周囲に二人ぐらい。まさに異常なつきまといであります。

私も実際、現地に行つてそこを歩いてみました。本当に長い距離なんですね。実際、歩いてみますと、本当にこれがいかに異常かということがよくわかる状況です。

しかも、Bさんは、駅から相当離れた場所にあるレンタルショップの、DVDレンタルなどのTSUTAYAというところに入って目当てのDVDを探していたんですが、そのときにまで、TSUTAYAの中に入ってきてレジまでついてくるとか、あんまりじゃないかと抗議したら、一旦は離れたんですけれども、BさんがTSUTAYAを出て、町に出ようとしたら、出口にまたその警官が二人いたということで、ぞっとするようなつきまといが実際に行われた。

ところが、実は、先ほど九つの行為ということ配付資料一で言いましたが、道警の評価にはBさんへの九十分はわたるつきまといというのは入っていないんです。これは、何で入っていないんでしょうか、警察庁。

○河野政府参考人 北海道警察では、報道、意見書等で指摘を受けた九事案につき、事実関係の確認を行ったものと承知しております。

○藤野分科員 いや、これは最もひどい行為のうちの一つですよ。これ以外にもありますけれども。しかし、これが評価されていないというのは納得いかないんです。

Bさんは、警官から、お姉さん酔っているのか、何か差別的な発言を投げつけられて、その後、つきまといの最中も、これはもう動画ですから音声も拾っておりまして、警官はこう言うんですね。ウイン・ウインの関係になりたいとか、そつちへ行ってほしくないとか、札駅行こう、札駅というのは札幌駅です、札駅行こう、どつか座ろう、何か飲もう、ジュース買ってあげると、ジンジャーエールですか、ウーロン茶ですかとか。明らかに妨害するために、Bさんが望まない

声をかけたり、いろいろするんですね。

声だけじゃありません。配付資料の五を見ていただきますと、これはBさん自身がスマホで撮られた動画なんですけれども、まさに両腕を警官がつかんでいるわけです、行かせないように。しかも、ひきようなのは、Bさんがスマホで、とられている様子を撮ろうとすると、ぱつと離すんですね、手を。だから、悪いことだとわかっているわけです。しかし、そういうことを繰り返した、によつて妨害したわけでありまして。極めて悪質な事案だと思っております。

私も、Bさんのルート、先ほど言ったように歩いてみたんですが、すたすた歩けば二十分ぐらいで例えば三越なら三越に着いちやうところなんです、こういう嫌がらせとか身体拘束を繰り返されたため、九十分もかかってしまったんですね。これもBさんの表現があるんですけれども、Bさんによると、緩くかつ強固に人間の壁をつくられて全く前に進めなくなった、こうおっしゃっております。

しかも、Bさんが行こうとしていた三越前での安倍総理の街宣が終わつてから到着しちやうつたので、しようがない、九十分もかかっちゃつたので、もう終わつていたんです、街宣。

ところが、終わつていたにもかかわらず、警官はずつとまたつきまとうんですね。初めのTSUTAYAでDVDが見つからなかったで、Bさんは三越前のTSUTAYAにも入つてそれを探すんですけども、そこでも見つからないと出てきたら、また警官が出口にいたと。その警官がBさんに、まだいたの声をかけたそうなんです。街宣が終わつてもまだつきまといっているという、まさにこれは、移動や行動の自由、プライバシー権、そして名誉権、制服警官がついていくわけですから、あの人がかやつたんじゃないかと、そういう名誉権も侵害する、表現の自由を侵害する重大な違法行為だと思えます。余りにも異常過ぎるから、道警は七カ月かけて

もこのBさんに対するつきまとい行為を正当化できなかつた。ほかのも正当化できていると私は思いますが、このBさんのは評価すらできないということだと思えます。

国家公安委員長にお聞きしたいんですが、この悪質な行為が評価さえされていない、九つの行為に入っていないんです。これは本当に、余りにも不自然じゃないかと思っております。

○河野政府参考人 お尋ねの件につきましては、北海道警察において、今回の調査の中で評価しているところでございます。

○藤野分科員 いや、何も答えになっていないんです。

国家公安委員長に。余りにも不自然だと思っております。これだけの行為が、ほかのもひどいですけども、これが評価されていないのは不自然だと思っております。

○武田国務大臣 これらの事案については、いずれも現場の警察官がそれぞれの状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断した措置を講じたものであるとの報告を私も受けております。

今後とも、法令に基づいて適切に職務を遂行していくよう指導してまいりたいと思えます。

○藤野分科員 個々の警察官が現場でいうんですが、これはBさん自身も見たそうなんですけれども、女性警官がずつとついてくるんですが、一時間以上続いたときに、家まで来られるのは無理とBさんが言ったら、その女性警官の一人が確認してみると答えて、上司らしき人と電話で連絡をとり始めたというんです。ですから、ああ、これは個々の現場でというより、組織的に、指揮命令のもとでやられているんだなということも思つたそうなんですけれども、そのとおりだと思います。これはやはり、個々のことですが、まさに警察というのは、当然のことですが、こういう警備行動というのは集团的、組織的にやるもの、それが自己は否定しませんが、余りにも過剰なものが行われている。国家公安委員長に知っていただきたいのは、警

察官がつきまといしたのは安倍総理に批判的な人たちだけなんです。

というのも、実は、この①から⑨までの適用事例のうち、例えば④とか、これも警職法五条が適用されているんですが、この④というのは、女性の所持していた携帯電話を払いのけた男性を移動させたことなんです。

これはどういう男性かというと、安倍総理が乗っている街宣車の方からやってきて、やじを飛ばした人の近くでスマホで撮っている女性に対して、何撮っているんだ、撮っているんじゃないぞと言つて、その女性が撮影しているスマホをとろうと、その女性の手ごととろうと乱暴につかみ、引つ張つた事案であります。

これに対して、警察は、警職法五条に当たるといつてここに挙げてはいるわけですね、④に。同じ警職法五条が適用されたにもかかわらず、この方は、全然、その後つきまといなんかされておられません。全くフリーなんです。わずかに数十秒注意されただけで、後はもう放免されている。

片や、同じ警職法五条、この③の男性は①と同じ男性ですけれども、この男性の方は、先ほどのBさんと同じように、長時間つきまといられるわけですね。

ですから、まさに、同じ警職法五条を適用しておきながら、安倍総理の側なのか、あるいは批判的な側なのかで、その後のつきまといなどの警察の対応が全く違う。

国家公安委員長にお聞きしますが、これは警察法二条二項が定めている不偏不党というのに全く当たらないんじゃないですか。

○武田国務大臣 トラブルを未然に防ぐためにとつた手段でありまして、演説等々に対する意見の内容に着目した措置ではないということを御理解いただきたいと思います。

また、安倍総理の意見に賛成したタイプか反対したタイプかという言い方を今おっしゃいましたけれども、やはりこれは、選挙の演説会で、自民党のこれを見たら演説会だろうというふうな推測

される映像が残っており、御党の場合もそうではないけれども、それに対する支持政党、支持する方々がほとんどを占めると思っております。

警察はやはり、要人の警護も重要で、聴衆の警護、これは、守る、安全を確保することが重要であって、それが反対か賛成かの意見は問わずして、全ての聴衆の安全を確保するという手段に出るというのは適切な判断だったと私は考えております。

○藤野分科員 国家公安委員長はそうおっしゃるんですが、じゃ、次の事例を見ていただきたいんですけども、別の女性、例えばCさんといいますけれども、三人ぐらいの方が、三人が札幌の三越前でプラカードを掲げようとした。配付資料の七人になるんですけども、このCさんたちが掲げようとしたのは、老後の生活費二千万円貯金できません、こういう中身なんです。それに対して、警察官が前に立ち塞がって、この上にありますように、上げさせないわけです。まさに表現そのものを抑圧するわけですね。

Cさんたちのすぐ横には、安倍総理を支持しますというプラカード、これを掲げた人はいるわけですね。たくさんいるんです。配っているくらいですから、それこそ自民党の皆さんが。だから、ほとんど同じような大きさで、一方、何か批判めいたというか、疑問ですけれども、そういうものを掲げた者は上げることを禁止され、片や、安倍総理を支持しますというのには何にも抑止もされずにそのまま掲げていた。

これはやはり表現内容そのものに関する介入であって、冒頭言った政治的中立性、どっちもだめだということならまあわかりますけれども、わかりませんというか、だめですけれども、片一方だけ抑止したわけですから、これは、国家公安委員長、まさに内容に着手した行動じゃないですか。

○河野政府参考人 北海道警察からは、プラカードの掲示を妨害したという事案は承知しております。

せんが、車道にはみ出して聴衆に注意喚起したことはあったとの報告を受けております。

○武田国務大臣 今答弁のあったとおりだと考えております。

○藤野分科員 これはもう明確なんです。同じ場所、すぐ隣に安倍総理を支持しますというプラカードは掲げられていて、そして、こういう年金の問題とか老後の生活費の問題のやつだけが、まさにこうやって、これも本場に近いですよね、阻止される。これは、本場に警察の政治的中立性に全く反する、表現内容そのものに対する介入であります。

これは警察庁にお聞きしたいんですが、九つの行為について検討する七カ月の間に、今申し上げたAさん、Bさん、Cさん、あるいは関係者、あるいは周りにいた人、そういう方々から実態を聴取されたんでしょうか。

○河野政府参考人 お答えいたします。北海道警察からは、現場にいた警察官からの聴取、現地の確認、報道内容やインターネット上の動画の確認などにより事実確認を行ったとの報告を受けております。

○藤野分科員 結局、全く聞いていないわけですね。警察内部だけで、この準備書面とかいろいろなことを固めているわけですね。しかし、これは本場に、非常に無理がある。

例えば、準備書面というのが三月二十七日に出されているんですけども、これに引用されているものうち、警察がやったことのもよかつたというのを立証するために、声というの七つほど挙げられているんです。この準備書面の中で、三六ページで、しかし、これは調べてみますと、実は、ヤフーの掲示板にコメントとして載っていた声だということが追跡してわかりました。

ヤフーのコメントですよ。だから、誰がつぶやいたのかもわからないし、下手をすると構造上は警察自身書き込むことだって可能なので、ヤフーのコメント欄というのは、まさかそう

いうものを自分たちの訴訟の準備書面で正当化するために出してくるなんということ、本場に信じていいんです。

片や、当事者には全く話を聞いていないんです。一体これが警察のやることかというふうに思っています。

国家公安委員長にお聞きしたいんですが、やはり、今回の警察の行為というのは、国民全体の政治的な意見表明の自由、憲法で保障された表現の自由を萎縮させる、そういうおそれがあるというふうに思われますか。

○武田国務大臣 冒頭、国家公安委員会の役割について御説明申し上げましたけれども、まさに、政治的中立性というものを確保するということが旨としておりますので、その役割というものを徹底して担ってまいりたい、このように思っています。

〔矢上主査代理退席、主査着席〕

○藤野分科員 いや、私が伺ったのは、萎縮効果つまり、同じ場所で、安倍総理を応援する、安倍総理を支持しますというプラカードは何の抑止も排除も受けなかった。片や、安倍総理というか安倍政権に対して批判的なのとか、老後の生活費二千万円足りませんとか、年金百年安心は本当ですかみたいな、そういう問いかけレベルのプラカードでさえ排除されているわけですね。帰れとか、やめろとか、そういうことではなくて、これで大丈夫ですか、あるいは、暮らせません、そういう中身まで排除されたということが正当化されますと、今後の表現行為の萎縮につながるんじゃないかというのが私の質問なんです。

○河野政府参考人 北海道警察からは、法律に基づき、必要と判断した措置を講じたものと報告を受けております。

警察におきましては、不偏不党かつ公正中立を旨として職務を遂行しているところであり、特定の意見の表明を規制することはないと考えております。

○藤野分科員 全く答弁できないわけですね。今回、警職法四条と五条を同時適用、一人に對してしております。

警察庁にお聞きしますけれども、こういう例は今まであるんでしょうか。

○河野政府参考人 警察庁におきましては、各都道府県警察が警察官職務執行法第四項に基づき講じた措置及び同法第五条に基づき講じた措置について統計をとっておらず、警察官職務執行法第四項及び第五条を同時に適用した事例についてお答えすることは困難であります。

○藤野分科員 これは、四条というのは、ある人が何か危険な状況にあるから避難させるという条文なんです。片や、五条というのは、ある人が危険なことをしそうでから予防するという条文なんです。片や避難させる、片や予防するということで、全くベクトルが違うわけです。それを同一人に適用するという極めて矛盾に満ちたことが行われております。

これはかつて、判例でいえば、例えば百五十人ぐらいの学生たちがあつて抗議行動をやつて検察に押しかけたとか、そういう事案で適用されたことはあるというふうには、大分前ですけれどもね。これは、私、学生たちの行動もけしけれども思います。ただ、事例としては、百五十人ぐらいがわあつとなつていてるところから、片や避難させよう、片や予防しようというのは、あり得なくはないかもしれない。

けれども、同じ人物に対して、今回、四条と五条を同時適用している。こんなことは今までないわけでありまして、それほど矛盾に満ちた法解釈をせざるを得ない、そういう異常なことが起きています。ですから、最後に国家公安委員長にお聞きしますけれども、やはり、国家公安委員会というのは、警察の政治的中立性、そして独善的運営を規制するためにあるわけでありまして、こうしたことはもう許すべきではない。これを違法と言え

ないなら、私は国家公安委員会の看板をおろした方がいと思うんですけども、いかがですか。

○武田国務大臣 冒頭に申しましたように、国家公安委員会の重要な任務は、政治的中立性を保つことと警察の民主的なあり方を確保することでありますので、それを徹底してまいりたい、このように思っております。

○藤野分科員 終わりますが、この問題では国賠訴訟も行われております。国会でも引き続き厳しく追及していくことを述べて、質問を終わります。

○あかま主査 これにて藤野保史君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして内閣府所管中警察庁についての質疑は終了いたしました。

○あかま主査 次に、内閣府所管中内閣本府及び沖縄振興開発金融公庫について審査を行います。

これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。泉健太郎。

○泉分科員 国民民主党、そして、立憲、国民、社保、社会民主党の共同会派、衆議院議員泉健太郎でございます。

きょうは本場に、コロナの対策、対応のところ、大臣、そして橋本副大臣、ありがとうございます。

特に橋本副大臣、ダイヤモンド・プリンセスでは本場で疲れたままです。まだ引き続き対応も、厚労省として大変な状況だと思います。大変貴重な経験というか、まだこれだけ事態が続いていまして、あの場で経験されたことというのは本場に今も生きているんじゃないかというふうに思います。ぜひこれからもさまざまなことに生かしていただきたいんですが、きょうは、質問の通告にはないんですけども、もし可能であれば後でお答えをいただきたいと思っております。あらかじめきょうと今からお話をしておきたいんです。

今、軽症者ですとか無症状者の方に、医療機関以外で過ごしていただくお話があります。そういうときに、あのダイヤモンド・プリンセスでは、当初、WHOのガイドラインに従って、事務官の方々にしてはマスクと手袋というふうに進めていた。しかし、やはり、感染者が出たということ、二月の十四日に、厚労省としては対策を強化して、防護服等々という通知が出されました。私も先ほどその通知を確認をさせていただきました。

そういう中で、今後、軽症者の方々と接する施設、生活をしていただく施設も出てくるわけですが、そこで作業に従事される方々の防護体制、これを改めて確認をできたらと思っております。

マスク、手袋はもちろんのこと、ゴーグルですとか靴カバーやヘアキャップや防護服、こういったものをどれぐらい想定をしているか。後ほどまたお伺いをしたいと思いますので、この一連、予定していた質問の後にも、またきょうとお答えをいただければというふうに思います。

さて、私、ずっと災害の問題を扱ってきております。そういったことはいまですと、災害においても、もし今、恐ろしいことなんです、この新型コロナウイルス感染症と同時期に自然災害が起こったら、相当世の中は混乱するであろうということが想像がつくわけです。それで、きょうは、防災担当大臣、武田大臣にもお越しをいただいたということでもあります。

まず、確認をしたいと思うんですが、ここは厚労副大臣に確認したいと思っております。

自然災害で感染症指定医療機関に避難指示が出た場合、この場合、感染者はどのような原則に基づいて移送されるのか、聞きたいと思っております。お答えください。

○橋本副大臣 お答えをいたします。

原則ということでおっしゃいましたので一般論として申し上げますが、新型コロナウイルス感染症の患者、そのほかいろいろな感染症の方もおります、その方が指定医療機関に入院をされています、その指定医療機関に避難指示が出た場合といたしまして、適切な医療を提供する観点では、その関係者の方々の御協力を得て、感染を管理しながら転院をさせていただく。すなわち、必要な防護等を行う、搬送の際などです、ね、していただきたいながら、医療機関、あるいは場合によっては、軽症の方、無症状の方などは、例えばそれ以外の宿泊施設等も考えられるかと思っております、そうしたことも含めて対応していただくということになると思っております。

○泉分科員 その場合、今、医療圏ごとということがこの感染症対策でも行われているわけですが、これも、県境をまたいだり広域移送ということも想定されるという理解でよろしいですか。

○橋本副大臣 それは災害の規模にもよろうと思っておりますが、当然ながら、必要に応じて、広域の移送ということも検討されるべきと考えます。

○泉分科員 引き続き、災害時のまさに感染症患者の移送ということについては、これは誰が責任を持つという理解になるのでしょうか。都道府県であったり、実際に移送する方が誰なのかということも含めて、この調整、非常に重要だと思っておりますが、どちらがされるという理解でしょうか。

○橋本副大臣 お答えをいたします。

災害時における感染症患者の移送については、各都道府県と医療機関において相談の上、適切に対応がなされるものと認識しております。

恐らくは、都道府県で災害の対策本部等が設置をされ、その中で、例えばDMATの本部などがその搬送の調整などを担当するような形になることが一般的だろうと思われま。

○泉分科員 やはり災害時において、こういった感染症の患者の方を、災害の規模にもよると先ほどお話がありましたけれども、まさにそういったとおりでありますけれども、規模ですとか患者数に応じて、患者さんの滞在場所というものを想定はしておかなければいけない。ただ、現時点で、ほかの作業も非常に忙しい中で、余りそういうことについて議論がなされることがないというふう

に認識をしております。

副大臣、何か、今までこういう、もしこの状況で災害が起きた場合の移送ですとかについて聞かれたことというのはございますか。

○橋本副大臣 今委員がお話をいただきましたように、まずは、今、それこそ新型コロナウイルス感染症の発生が起きている、また地域によってそれがかなり拡大をしている状況がございまして、その中で、適切な医療機関を確保する、あるいは、都道府県によっては、宿泊施設等にも無症状の方などをお送りするような検討も進んでいるという状況でございます。

当然ながら、そういう中においても自然災害というのはいくらも起り得るのであって、その折のことというのでも検討されるべきであるというの御指摘のとおりでございますけれども、そうした場合には、国で定める防災基本計画等に基づきながら、関係機関連携の上、地域の実情に応じて都道府県において適切に判断をいただく、こういうような整理になっているのが現時点でございます。

○泉分科員 この後質問していくんですが、避難所における感染症対策というのは別途またあるわけですが、こういった感染者の方々は、地域の避難所ですべて的にお過ごしいただくというのはいままで考えられないことになろうかと思っておりますので、ぜひ、頭のどこかに言うとおっしゃるけれども、それはそれで、自然災害時にどうするかということやはり想定はしておく必要はあると思っております。ぜひ、内閣府防災となのか、あるいはどこ調整をされるのかということはあると思いますけれども、都道府県に対して、出たとこ勝負みたいなことにならないように、もしそういった場合には患者さんをどうするかということも考えていただきたいというふうに思います。

続いて、きょう、主たる質問の予定をしていた、避難所における感染症対策というものであります。

避難所における感染症対策は、避難所運営ガイド